

## 漁港海岸施設清掃委託業務仕様書

1. 目的 : 本施設の機能を適切な状態に保持するため、実施するものである。
2. 業務名 : 漁港海岸施設清掃委託業務
3. 業務場所 : 豊橋市伊古部町地内ほか
4. 業務期間 : 契約日から令和7年3月31日

### 5. 施設内容 :

#### (1) 伊古部町

トイレ

- 男 : 小2、大1、手洗い1
- 女 : 和1、洋1、手洗い1
- 多目的 : 洋1、手洗い1
- 手洗い場 : 1箇所(3口)
- 足洗い場 : 1箇所(2口)

#### (2) 小島町

トイレ

- 男 : 小1、大1、手洗い1
- 女 : 和1、手洗い1
- 多目的 : 洋1、手洗い1
- 手足洗い場 : 1箇所(1口)

#### (3) 小松原町

トイレ

- 男 : 小1、大1、手洗い1
- 女 : 和1、手洗い1
- 多目的 : 洋1、手洗い1
- 手足洗い場 : 1箇所(1口)

### 6. 業務内容および業務計画

#### (1) 簡易清掃

トイレおよび手足洗い場の清掃及びトイレトペーパーの補充をすることとし、以下の事項に留意して業務を行う。

- ① トイレ施設内およびその周辺のゴミを片付ける。
- ② 便器、床、手洗いの水洗いを行う。汚れがひどい場合は洗剤を使用する。
- ③ 壁、窓、天井等の汚れがひどい場合は清掃する。
- ④ トイレ内に砂を残さないよう清掃し、床排水機能を正常に保つものとする。
- ⑤ トイレトペーパーは、豊橋市より支給し、それを補充するものとする。
- ⑥ 手足洗い場およびその周辺のゴミを片付ける。

- ⑦手足洗い場排水柵の泥溜状況を確認し、排水機能を正常に保つものとする。
- ⑧トイレのトラップ部に蓄積した砂などの異物を除去するものとする。
- ⑨小島町の配管途中にあるドレンのフィルター等を清掃し、正常に保つものとする。

以下の業務日を標準として、年間84回の業務を行うものとする。

ただし、業務日は事前に監督員と協議すること。

- |   |      |
|---|------|
| ① 4月から9月は、月曜日と金曜日の毎週2回                    | 計51回 |
| ② 10月から3月は、毎週金曜日                          | 計26回 |
| ③ 上記に加えゴールデンウィークおよび7月20日から<br>8月31日の間の水曜日 | 計 7回 |

## (2) 付着物除去清掃

トイレおよび手足洗い場の衛生器具や水洗器具等に付着した鉄・マンガン・尿石などの汚れをブラシや鉄分除去剤・尿石除去剤等により除去清掃するものである。

小島町の施設は年間4回、伊古部町および小松原町の施設は年間1回の業務を行なうものとする。

なお、業務の実施時期については監督員と協議し決定することとする。

## 7. 提出書類

- ・着手届
- ・現場責任者届
- ・業務実施報告書及び業務写真（1回／月）
- ・完了届

## 8. その他

- (1) 業務日は、事前に監督員と協議すること。
- (2) 施設内に大量のゴミが発見された場合や施設の破損・異常等が発見された場合は、監督員に速やかに連絡すること。
- (3) 業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けること。
- (4) 業務報告書は清掃前と清掃後の比較の写真とともに翌月の5日までに提出すること。(但し、土、日、祝日の場合は翌平日)

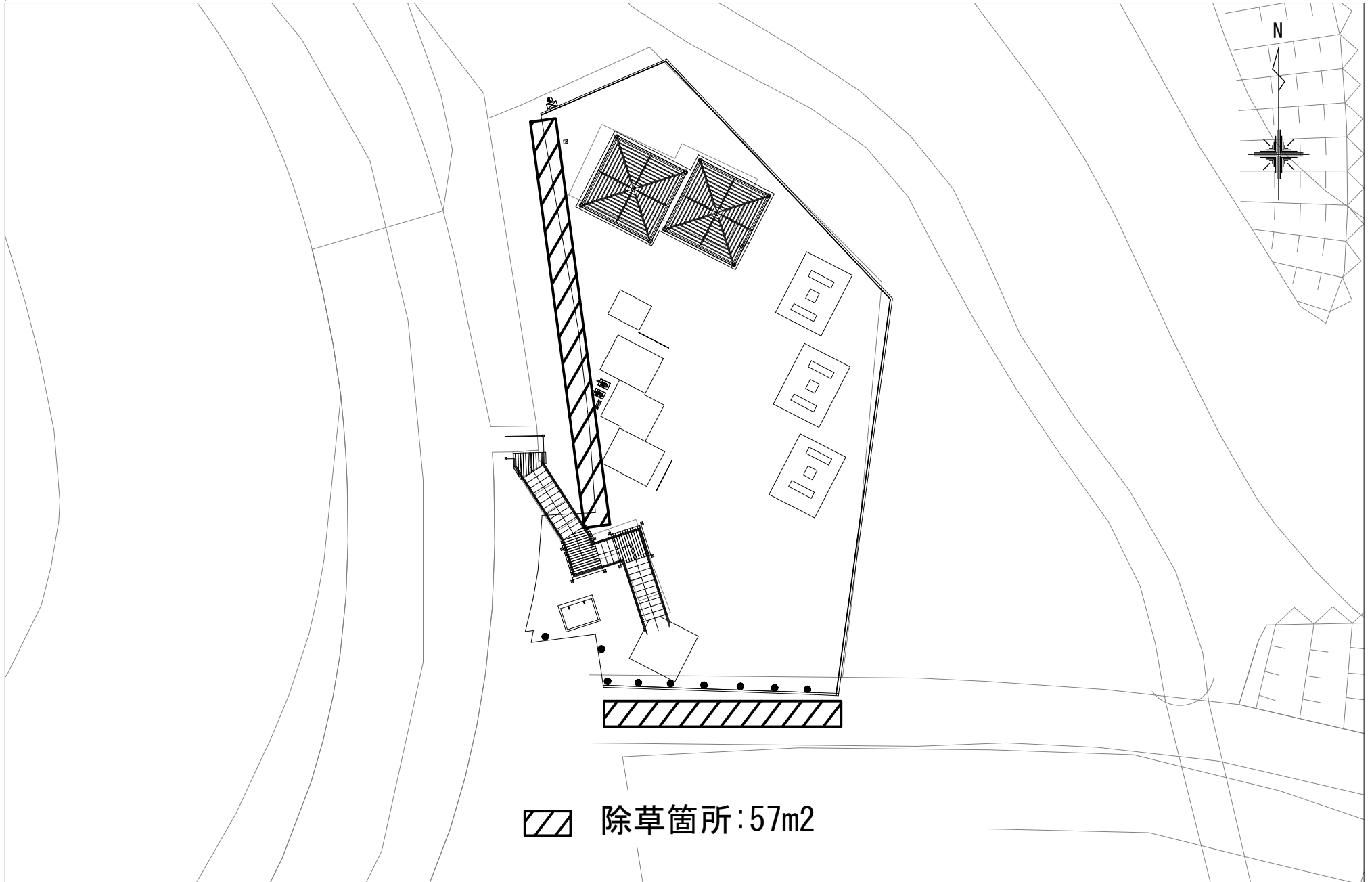
# 漁港海岸施設清掃委託業務 位置図 1/2



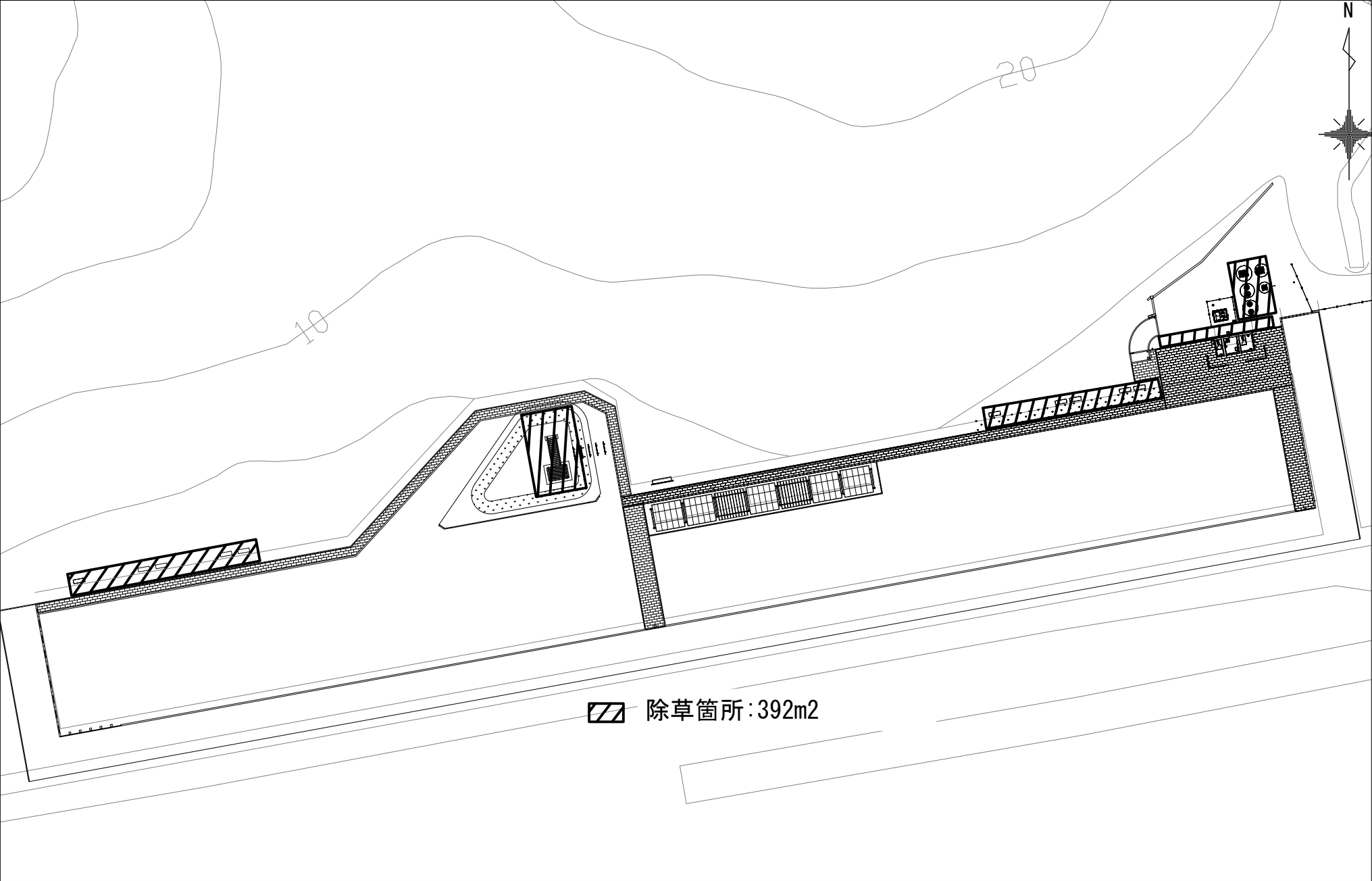
# 漁港海岸施設清掃委託業務 位置図 2/2



伊古部町 平面図(除草) S=1/300



小島町 平面図(除草) S=1/800



小松原町 平面図(除草) S=1/600

